

# 山形市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年6月 策定  
令和 8年9月 改定

山形市

## 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1部 はじめに .....                       | 4  |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画 .....    | 4  |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....       | 4  |
| 第2節 山形市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 .....     | 4  |
| 第2章 市行動計画の基本的事項 .....                | 6  |
| 第1節 市行動計画について .....                  | 6  |
| 1 策定の根拠・目的 .....                     | 6  |
| 2 対象とする感染症 .....                     | 7  |
| 3 計画の位置付け .....                      | 8  |
| 第2節 市行動計画改定の背景・趣旨 .....              | 9  |
| 1 政府行動計画及び県行動計画改定に伴う見直し .....        | 9  |
| 2 市予防計画の策定に伴う見直し .....               | 10 |
| 3 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた見直し .....       | 10 |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....  | 11 |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策に係る市の体制 .....        | 11 |
| 第1節 国における感染症危機管理の体制 .....            | 11 |
| 第2節 市の体制 .....                       | 11 |
| 1 山形市新型インフルエンザ等対策本部の設置 .....         | 11 |
| 2 市対策本部の構成 .....                     | 12 |
| 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方 ..... | 14 |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....       | 14 |
| 1 柔軟な対応 .....                        | 14 |
| 2 段階に応じた対策 .....                     | 14 |
| 3 社会全体で取り組む感染（拡大）防止策 .....           | 15 |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 .....       | 15 |
| 1 基本的人権の尊重 .....                     | 15 |
| 2 国や県をはじめとした関係機関との連携協力の確保 .....      | 15 |
| 3 人材育成 .....                         | 15 |
| 4 DXの推進 .....                        | 16 |
| 5 高齢者施設等の社会福祉施設等における対応 .....         | 16 |
| 6 危機管理としての特措法の性格 .....               | 16 |
| 7 記録の作成・保存 .....                     | 16 |
| 第3節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 .....     | 16 |
| 1 国の役割 .....                         | 16 |
| 2 県の役割 .....                         | 17 |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 3 市の役割 .....                         | 17 |
| 4 医療機関の役割 .....                      | 18 |
| 5 一般の事業者の役割 .....                    | 18 |
| 6 市民の役割 .....                        | 18 |
| 第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目 .....          | 19 |
| 第1節 市行動計画における対策項目 .....              | 19 |
| 1 市行動計画の主な対策項目 .....                 | 19 |
| 2 各対策項目の概要 .....                     | 19 |
| 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 ..... | 22 |
| 第1章 実施体制 .....                       | 22 |
| 第1節 準備期 .....                        | 22 |
| 第2節 初動期 .....                        | 22 |
| 第3節 対応期 .....                        | 23 |
| 第2章 情報収集・分析 .....                    | 25 |
| 第1節 準備期 .....                        | 25 |
| 第2節 初動期 .....                        | 25 |
| 第3節 対応期 .....                        | 25 |
| 第3章 サーベイランス .....                    | 26 |
| 第1節 準備期 .....                        | 26 |
| 第2節 初動期 .....                        | 27 |
| 第3節 対応期 .....                        | 27 |
| 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....       | 28 |
| 第1節 準備期 .....                        | 28 |
| 第2節 初動期 .....                        | 28 |
| 第3節 対応期 .....                        | 29 |
| 第5章 水際対策 .....                       | 30 |
| 第1節 準備期 .....                        | 30 |
| 第2節 初動期 .....                        | 30 |
| 第3節 対応期 .....                        | 30 |
| 第6章 まん延防止 .....                      | 31 |
| 第1節 準備期 .....                        | 31 |
| 第2節 初動期 .....                        | 31 |
| 第3節 対応期 .....                        | 32 |
| 第7章 ワクチン .....                       | 33 |
| 第1節 準備期 .....                        | 33 |
| 第2節 初動期 .....                        | 34 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第3節 対応期.....               | 34 |
| 第8章 医療.....                | 35 |
| 第1節 準備期.....               | 35 |
| 第2節 初動期.....               | 36 |
| 第3節 対応期.....               | 36 |
| 第9章 治療薬・治療法.....           | 38 |
| 第1節 準備期.....               | 38 |
| 第2節 初動期.....               | 38 |
| 第3節 対応期.....               | 38 |
| 第10章 検査.....               | 39 |
| 第1節 準備期.....               | 39 |
| 第2節 初動期.....               | 39 |
| 第3節 対応期.....               | 40 |
| 第11章 保健.....               | 41 |
| 第1節 準備期.....               | 41 |
| 第2節 初動期.....               | 42 |
| 第3節 対応期.....               | 44 |
| 第12章 物資.....               | 48 |
| 第1節 準備期.....               | 48 |
| 第2節 初動期.....               | 48 |
| 第3節 対応期.....               | 48 |
| 第13章 市民生活及び地域経済の安定の確保..... | 49 |
| 第1節 準備期.....               | 49 |
| 第2節 初動期.....               | 50 |
| 第3節 対応期.....               | 50 |
| 用語集.....                   | 52 |

# 第1部 はじめに

## 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

### 第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年、流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとは大きく異なる新型のウイルスの出現により発症する。人はこの新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、ひとたび発生するとパンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、新型インフルエンザとは別に、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある、その病原性の特徴や地域の実情に応じた柔軟かつ迅速な対応が求められる。

平成24年4月に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、新型インフルエンザ等感染症及び全国的に急速なまん延のおそれのある新感染症等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、事業者及び国民等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって対策の強化を図るものである。

### 第2節 山形市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

特措法制定後、国では、具体的な対策実施に関する基本的方針や、国が実施する措置について、特措法第6条の規定に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成25年6月に策定した。

また、山形県では、特措法第7条の規定に基づき、「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を平成25年7月に策定した。

山形市では、「山形市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年市条例第28号）」を制定し、緊急時における組織体制を整備した。さらに、特措法第8条の規定に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、並びに市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策の基本的方針、対策の主要5項目（①実施体制、②情報収集・提供及び相

談、③予防・まん延防止及び医療、④予防接種、⑤市民生活及び市民経済の安定の確保）及び各発生段階（未発生期、海外発生期、国内発生早期、県内発生・感染拡大期、まん延期、小康期）における対策等を定めた「山形市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を平成26年6月に策定した。

今般、第1部第2章第2節に記載している背景・趣旨により、市行動計画を抜本的に改定する。

なお、新型インフルエンザ等流行時でも市民生活の安定に不可欠な行政サービスの継続を図るため、市行動計画とは別に、「山形市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」を策定している。

## 第2章 市行動計画の基本的事項

### 第1節 市行動計画について

#### 1 策定の根拠・目的

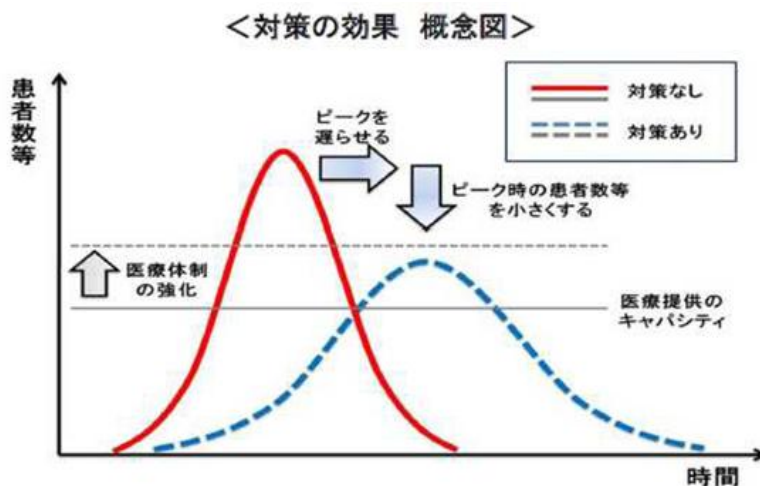
市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への事前の準備や感染症発生時の対応策を定めるものである。

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、県内、そして市内への侵入も避けられないと考えられる。

新型インフルエンザ等については、多くの市民が罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、対策を講じていく。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済の安定を図る。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 医療提供体制や市民生活及び地域経済の安定維持に努める。

## 2 対象とする感染症

本計画の対象とする感染症は以下の通りである。

(1) 新型インフルエンザ等感染症

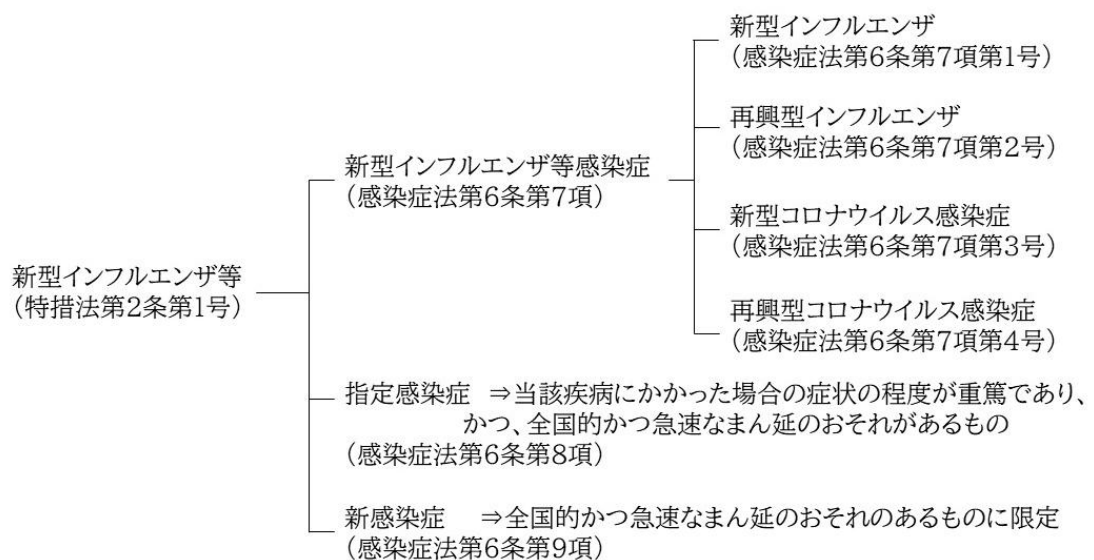
インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有したもの及び、かつて世界的な規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの。

(2) 指定感染症（既知の感染症で重篤なもの）

既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。

(3) 新感染症

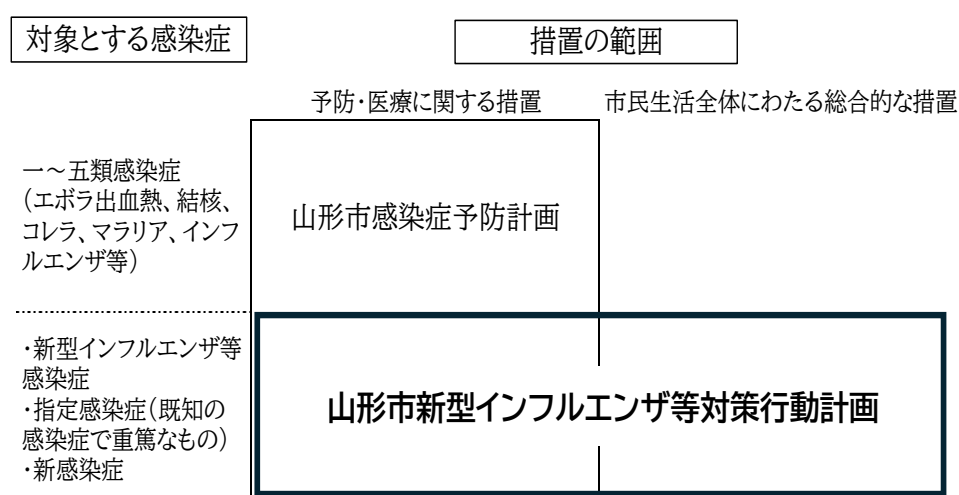
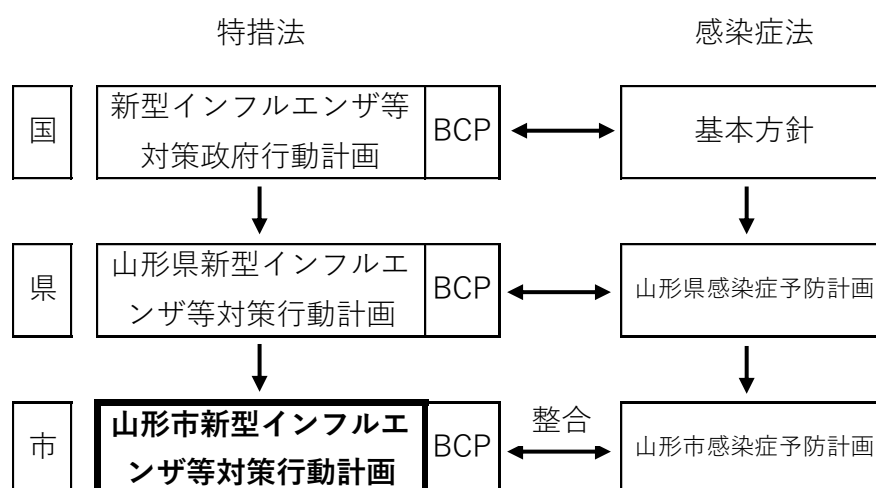
人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。



### 3 計画の位置付け

特措法に基づく政府行動計画（令和 6 年 7 月改定）及び県行動計画（令和 7 年 1 0 月改定）に即し、感染症法に基づく「山形市感染症予防計画」（令和 6 年 3 月策定。以下「市予防計画」という。）と整合を図る。

なお、市行動計画は対策の基本的方針や考え方、市民・事業者・関係機関等との間で共有すべき事項を定めるものであり、対策の実施に当たっての具体的手順や方法等については、別途マニュアル等で定めることとする。



## 第2節 市行動計画改定の背景・趣旨

### 1 政府行動計画及び県行動計画改定に伴う見直し

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、これに伴い令和7年10月に県行動計画が改定されたことから、これらの内容に即し、市行動計画の内容を抜本的に見直す。

#### <政府行動計画改定の概要>

- (1) 平時の準備の充実
  - ・国や地方公共団体等の関係機関において、平時から実効性のある訓練を定期的に実施し、不断に点検・改善を行う。
  - ・感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保。
  - ・国と地方公共団体等、JIHS（国立健康危機管理研究機構）と山形県衛生研究所等との間の連携体制やネットワークの構築。
- (2) 対策項目の拡充と横断的視点の設定
  - ・全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載。
  - ・対策項目を13項目に拡充。特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたりスクコミュニケーションのあり方等を整理。
  - ・人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進等の横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化。
- (3) 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え
  - ・新型インフルエンザ、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理。
  - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え。
- (4) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
  - ・予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備。
- (5) 実効性確保のための取組
  - ・おおむね6年ごとに改定

#### <県行動計画改定の概要>

- (1) 平時の備えについて、準備期の取組を充実
- (2) 全庁の対応に備えた訓練の実施、人員体制の整備
- (3) 各対策項目について、対策段階（準備期、初動期、対応期）に応じて取組を整理

- (4) 市町村と連携した接種体制の構築、協定に基づく医療体制、宿泊療養体制等の整備
- (5) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、機動的に対策を切替えて実施
- (6) 保健所業務効率化に向けた DX の推進

## 2 市予防計画の策定に伴う見直し

感染症法の令和4年12月の一部改正を受け、感染症の発生予防及びまん延防止の観点から感染症対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年3月に市予防計画を策定した。市予防計画では、感染症発生後における事後の対策並びに病床及び人材等の確保、保健所や検査体制の強化等事前の対策に関する基本的な方向性を定めており、これらの内容と整合を図る。

### <市予防計画の概要>

#### (1) 感染症予防推進等の考え方

- ① 感染症の予防と人権尊重の両立を基本とした情報管理
- ② 感染症対策の強化に向けた全庁的な組織連携
- ③ 市民が安心して療養するための医療機関との連携
- ④ 感染症予防を強化する関係機関との連携
- ⑤ 円滑な感染症対応に向けた保健所体制の整備
- ⑥ 感染症対策推進に向けた人材の確保と養成

#### (2) 主な対策事項

- ① 感染症サーベイランスの実施
- ② 県や民間事業者等と連携した検査体制の実施、宿泊療養施設の確保、患者移送体制の整備
- ③ 患者への入院措置等の実施、濃厚接触者への外出自粛要請や健康観察等の実施
- ④ 積極的疫学調査の実施

## 3 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた見直し

新型コロナウイルス感染症対応では、全庁的な応援体制の実施や高接種率に繋がったワクチン接種体制の構築等については功を奏した一方で、保健所内の感染症有事の業務体制の整備や感染リスクが高い施設での平時からの感染対策等は、次の感染症危機に備えるための課題とされた。

これらの評価と課題については、市予防計画の3～7ページに記載のとおりである。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策に係る市の体制

#### 第1節 国における感染症危機管理の体制

国は、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症危機への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、内閣法を改正し、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）を設置した。統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織であり、政府の感染症危機管理の体制として、統括庁を司令塔機能とし、厚生労働省をはじめとする関係省庁との横断的な調整を一元的に行う体制が整備された。

あわせて、感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部が設置された。

#### 第2節 市の体制

##### 1 山形市新型インフルエンザ等対策本部の設置

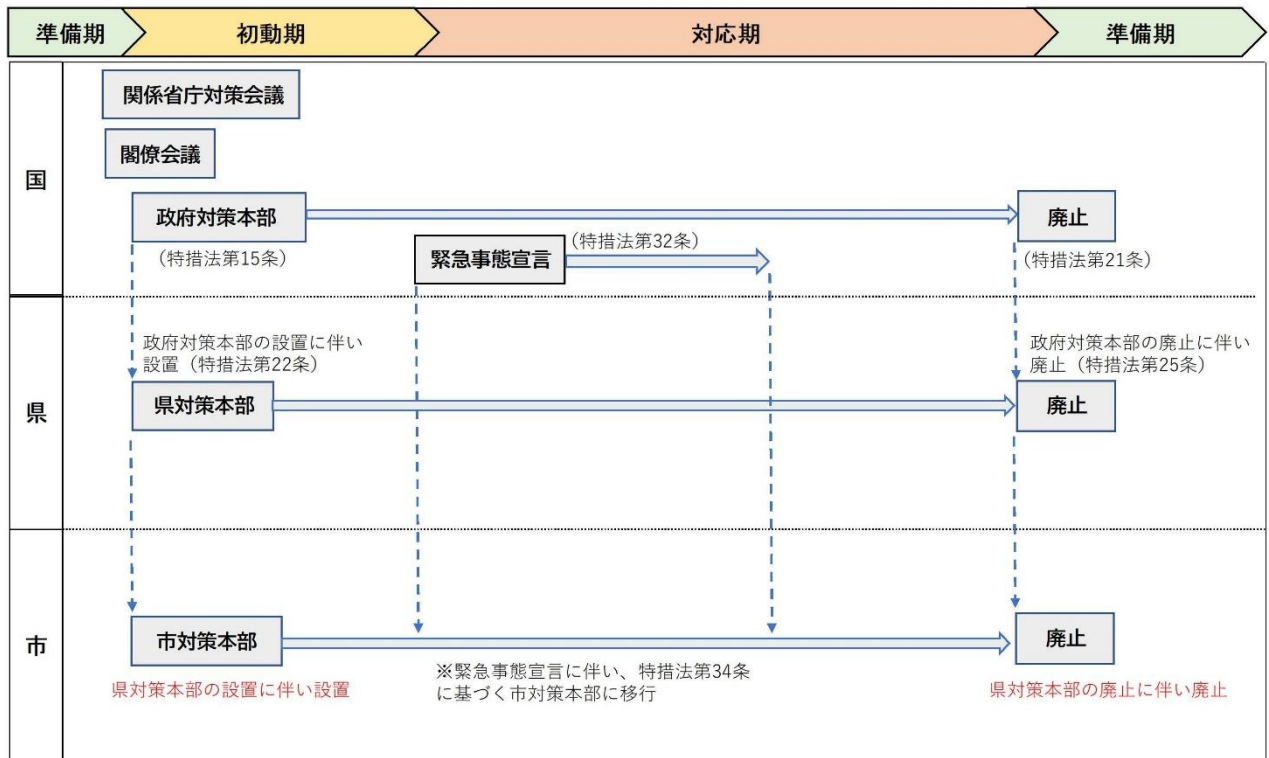
新型インフルエンザ等が発生する前において、市の関係部署、国、県、医療機関等の関係機関が連携を図りながら、平時から情報交換、連携体制を確認するとともに、発生時に備えた準備を進める。

特措法の規定に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び山形県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、市は、山形市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、市行動計画を基に市区域に係る新型インフルエンザ等対策を推進する。市は、新型インフルエンザ等対策を全市的な危機管理の問題として捉え、全庁一体となって取り組む。

なお、国が特措法の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、市対策本部は、特措法の規定に基づく市対策本部に移行する。

特措法の規定に基づく政府対策本部及び県対策本部が廃止された場合には、市対策本部を廃止する。

<体制の概要>

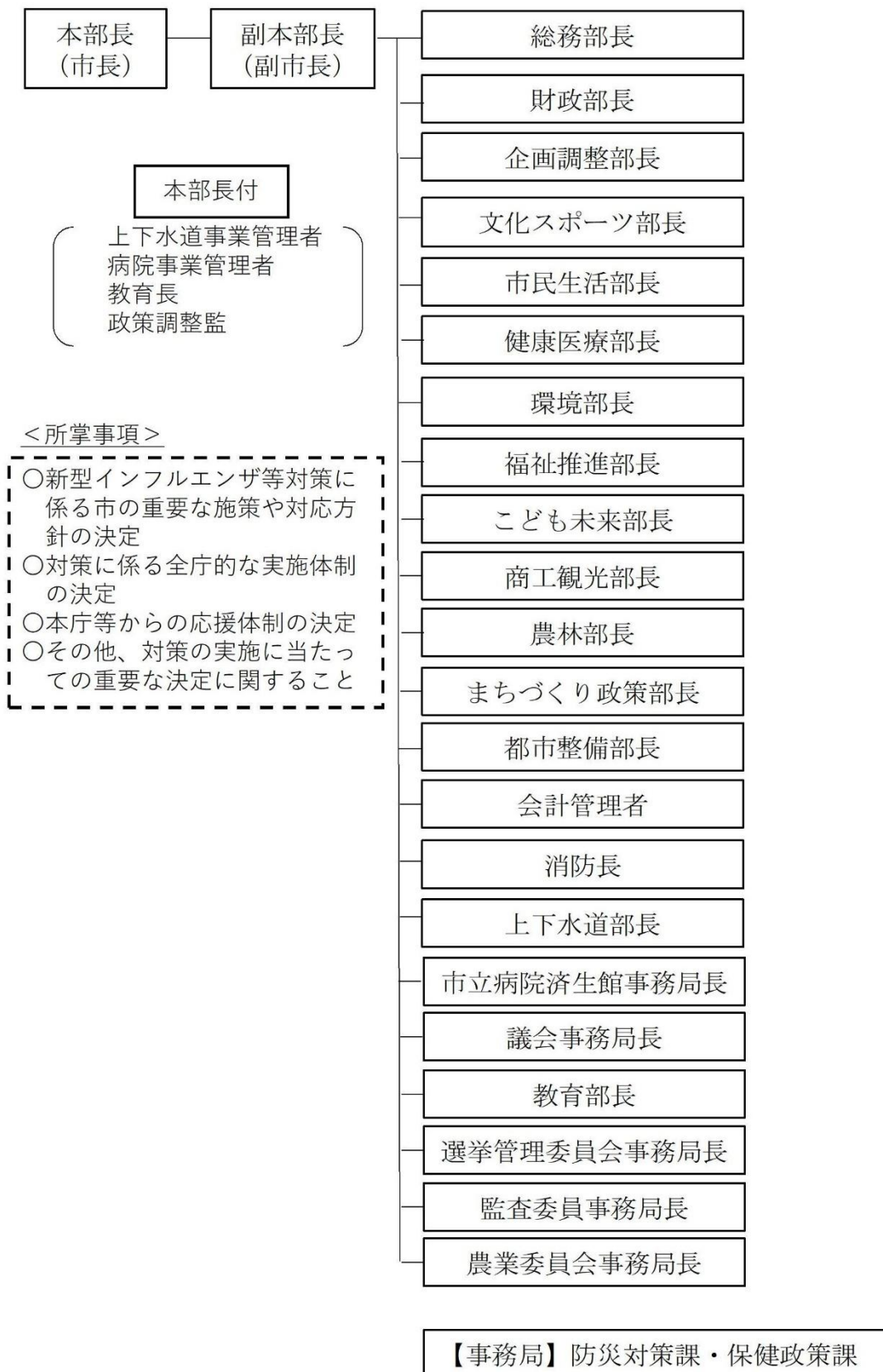


## 2 市対策本部の構成

市対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部等の長を本部員とした体制とする。なお、事務局は防災対策課及び保健政策課が担う。

また、対策の実施に当たり会議体が必要となる場合には、発生した感染症の特徴や病原体の性状に応じ、市対策本部において会議体の設置について決定する。

<山形市新型インフルエンザ等対策本部>



## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

#### 1 柔軟な対応

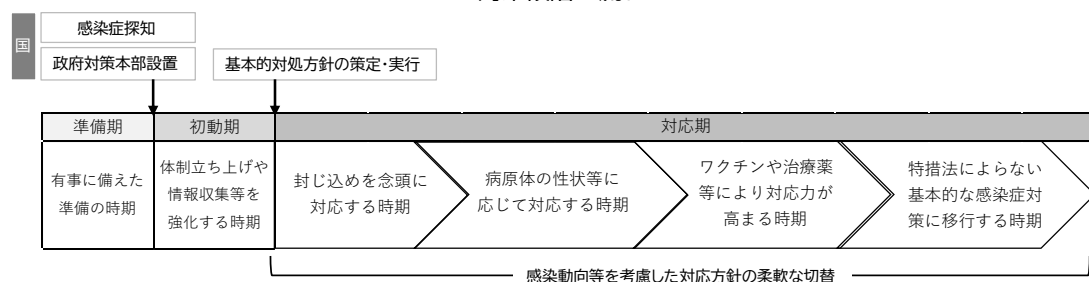
- (1) 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化にも対応できるように対策を講じる。
- (2) 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、国が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容が変化することに留意する。
- (3) 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、国及び県の対策を踏まえて、実施すべき対策を決定する。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。

#### 2 段階に応じた対策

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの全体を、予防や準備等の事前準備の時期（準備期）と、発生後の対応のための時期（初動期及び対応期）の3期に分けて対応を行う。なお、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、対策の柔軟かつ機動的な切換えを行うものとする。

| 時期  |                          | 感染症の発生状況等                                                                                                      |
|-----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備期 |                          | 新型インフルエンザ等の発生前の段階（平時）。訓練等、事前の準備を行う。                                                                            |
| 初動期 |                          | 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。<br>新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応し、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。 |
| 対応期 | 封じ込めを念頭に対応する時期           | 病原体の性状について限られた知見しか得られていない段階。まずは封じ込めを念頭に対応する。                                                                   |
|     | 病原体の性状等に応じて対応する時期        | 病原体の性状について限られた知見しか得られていない段階。まずは封じ込めを念頭に対応する。                                                                   |
|     | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期    | ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まる段階。対策を柔軟かつ機動的に切り替える。（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）                  |
|     | 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 | 新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する段階。                                                        |

#### <対策段階の流れ>



### 3 社会全体で取り組む感染(拡大)防止策

- (1) 県による不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業所における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、予防接種や抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。
- (2) 医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討する。
- (3) 事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や食品・生活必需品、マスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄等を行う。
- (4) 新型インフルエンザ等対策は、日頃から手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

### 1 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その実施に当たって、特措法に基づき、市民に対して、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### 2 国や県をはじめとした関係機関との連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部、市医師会等関係機関と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する市の範囲を超える総合調整について、県対策本部長に要請するものとする。

また、市対策本部設置前でも、国・県等と連携し、情報収集・共有・分析等に係るネットワークを構築し、市民への迅速で的確な情報提供に努める。

なお、これらの連携を円滑にするため、平時から、関係機関との連携体制の構築に努める。

### 3 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機に係る人材育成を継続的に行う。その際、国や県が実施する訓練等への参加を通じて、関係機関同士の強固な連携を推進する。

また、新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制構築のためには、保健所職員に限らず多くの職員が感染症危機管理に携わることを踏まえ、より幅広い人

材を対象とした訓練や研修等を行い、感染症危機対応を担う人材の裾野を広げる取組を行う。

加えて、県と連携し、IHEAT 要員の確保や育成等にも継続的に取り組む。

#### 4 DX の推進

新型コロナ対応時、紙による患者管理により膨大な紙書類が発生した経験を踏まえ、感染症危機対応では大量の情報処理が必要となることを想定し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進する。

また、DX推進に必要な人材の育成やデータ管理のあり方の検討も進める。

#### 5 高齢者施設等の社会福祉施設等における対応

新型コロナにおいて、高齢者施設や保育施設でクラスターが発生した経験を踏まえ、感染症危機における社会福祉施設等で必要となる医療提供体制や感染対策等について、平時から検討し、有事に備えた研修等の準備を行う。

#### 6 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備え、さまざまな措置を講じるものである。しかしながら、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ることに留意する。

#### 7 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存する。

### 第3節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

#### 1 国の役割

- (1) 新型インフルエンザ等が発生した時は、政府対策本部を立ち上げ、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての万全の態勢を整備する責務を有する。
- (2) 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

- (3) 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び同会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- (4) 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

## 2 県の役割

- (1) 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し、確な判断と対応が求められる。
- (2) 新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画やガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に關し、県内の実情に応じた行動計画等を作成するなど、事前の準備を進める。
- (3) 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部と同時に県対策本部を設置し、政府対策本部の基本的対処方針等を踏まえ、県内の状況に応じて判断を行い、県行動計画等に基づき、対策を実施する。
- (4) 市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

## 3 市の役割

- (1) 新型インフルエンザ等が発生した時は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県と連携を図りながら、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- (2) 市民に対する予防接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府対策本部の基本的対処方針を踏まえ、市行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

また、保健所設置市として、患者への入院措置等、感染症法に基づくまん延防止対策を実施する。

- (3) 新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画や県行動計画等を踏まえ、市民の生活支援等、市が実施主体となる対策に関し、市の実情に応じ、市行動計画に基づくマニュアル及び業務継続計画等を策定するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

また、保健所設置市として、地域医療体制の確保に関する協議を行うなど県との連携を図るほか、感染症予防のための市民への広報活動及び普及啓発を行う。

- (4) 府県対策本部及び県対策本部が設置された場合には市対策本部を設置し、国及び県等と連携しながら、市の状況に応じて対策を進める。
- (5) 県が緊急事態措置を講じる際には、適切な連携や協力を行う。

#### 4 医療機関の役割

- (1) 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等に努める。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供が確保できるよう、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備等、事前の準備を進める。
- (3) 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においては、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### 5 一般の事業者の役割

- (1) 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うため、マスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行うよう努める。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時には、状況に応じて感染防止の観点から、一部の事業の縮小を検討する。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底する。

#### 6 市民の役割

- (1) 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品、マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

### 第1節 市行動計画における対策項目

#### 1 市行動計画の主な対策項目

政府行動計画及び県行動計画では、具体的な対策として次の13項目を主な対策項目として定めており、市行動計画においても、これらを主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・分析
- (3) サーベイランス
- (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (5) 水際対策
- (6) まん延防止
- (7) ワクチン
- (8) 医療
- (9) 治療薬・治療法
- (10) 検査
- (11) 保健
- (12) 物資
- (13) 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### 2 各対策項目の概要

市行動計画の主な対策項目である13項目は、それぞれの項目が関連し合っていることから、目標の達成に向け、対策の全体像や相互の連携を意識しながら一連の対策を実施する。

##### (1) 実施体制

平時から、関連計画・マニュアル等の作成や実践的な訓練の実施により感染症有事における対応能力を高めておく。新型インフルエンザ等の発生時には、市対策本部のもと、全庁的な応援体制を整備し、各対策を実施する。

##### (2) 情報収集・分析

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報の収集・分析を行うため、関係機関との連携体制を構築する。新型インフルエンザ等の発生時には、国やJIHS等による分析等の情報を収集し、包括的なリスク評価を行う。

(3) サーベイランス

感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

平時から、市民への効果的な情報提供・共有の方法やリスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。また、差別・偏見等や偽・誤情報への対応を実施する。

(5) 水際対策

検疫所や国・県と連携し、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。

(6) まん延防止

平時から感染対策に関する市民への普及及び社会福祉施設への指導・助言を実施する。感染症有事には、患者等への対応、事業者や学校等への要請等を適切に実施する。

(7) ワクチン

市は、県、医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の実施体制等について整理をしておく。新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な供給及び接種を行う。

(8) 医療

平時から、県と連携した医療提供体制の確認や関係機関と連携、患者移送体制の整備を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、県と連携し、感染症医療の提供体制の確保に努める。

(9) 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に有効な治療薬の開発及び治療法が確立できるよう、国が主導する研究開発へ協力する。

(10) 検査

新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充を見据え、検査体制を迅速に整備する。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、検査方針の見直しを行う。

(11) 保健

平時から人員体制の構築、人材育成等、感染症有事体制に備えた体制整備を実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症有事体制へ移行し、積極的疫学調査、入院勧告・措置、宿泊療養の調整等の対応業務を実施する。また、感染状況等に応じた体制の見直しも実施する。

(12) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合には、医薬品や医療機器等の急激な利用の増加により、その不足による市の業務の滞りが生じる可能性があるため、平時から、市における必要な医薬品や医療機器、個人防護具等の備蓄等を推進する。

(13) 市民生活及び地域経済の安定の確保

市は、平時から、事業者や市民に、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク等の備蓄を行うことを勧奨する。また、市は医薬品及び医療機器等のほか、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要なマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄する。

市民や事業者は、平時の備えとしてマスク等を備蓄するとともに、新型インフルエンザ等発生時には、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 1 計画・マニュアル等の策定

- (1) 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 市は、市行動計画を実行するに当たり必要となる、各対策等に係る手順や具体的方法等を定めたマニュアル等を整備する。
- (4) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。特に、国やJIHS、都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める

##### 2 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、実践的な訓練を実施する。

##### 3 国及び県等との連携

- (1) 市は、国、県及び指定地方公共機関と相互に連携し、平時からの情報共有・連携体制及び訓練等を実施する。
- (2) 市は、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

#### 第2節 初動期

##### 1 市対策本部の設置

市は、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、市対策本部を設置し、市行動計画を基に市区域に係る新型インフルエンザ等対策を推進する。なお、対策の実施に当たっては、全庁的な実施体制を敷く。

## 2 全庁的な応援体制の整備

本庁等からの応援体制については、事前の全庁的な調整を踏まえ、逐次かつ機動的に職員を動員できる体制を整備する。

なお、感染症有事の保健所内の業務体制については、山形市保健所健康危機対処計画（感染症編）（以下「市保健所対処計画」という。）において定めており、本庁等からの応援職員の受け入れを行い、感染症対策に当たることとしている。

予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき、厚生労働大臣の指示により市が実施主体として臨時に予防接種（ワクチン接種）を行う場合には、その規模に応じて臨時の組織を立ち上げることを検討し、接種体制を確保する。

## 3 対策実施に係る予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

### 1 実施体制の強化・拡充

#### (1) 市の体制

初動期に整備した応援体制に基づき、遅滞なく職員を動員する。感染状況や保健所の業務実施状況に応じて、機動的な応援体制の切替を行う。

#### (2) 県等への要請

① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

② 市は、市の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

#### (3) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

## 2 特措法の規定に基づく市対策本部への移行

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を特措法の規定に基づく市対策本部に移行する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該緊急事態措置に関する総合調整を行う。

## 3 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言がなされた場合であっても、特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部が設置されている間は、市対策本部を継続する。両対策本部が廃止された場合には、市対策本部を廃止する。

## 第2章 情報収集・分析

### 第1節 準備期

市は、有事に備え、積極的疫学調査に資する情報を含めた新型インフルエンザ等に関する情報の収集・分析を行うため、平時から関係機関との連携体制を構築する。

### 第2節 初動期

市は、準備期に整備した関係機関との連携体制を活用し、国及び JIHS が行うリスク評価等の情報を収集する。また、市は、国及び JIHS が行うリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 1 情報収集・分析に基づくリスク評価

市は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について、国や JIHS 等による分析を踏まえ、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、JIHS 及び都道府県からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

#### 2 リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。

## 第3章 サーベイランス

### 第1節 準備期

#### 1 平時に行う感染症サーベイランス

- (1) 市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。
- (2) 市は、学校・施設等サーベイランス（インフルエンザ様疾患の集団発生報告）について注視する。
- (3) 市は、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。
- (4) 市は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、関係機関と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。

#### 2 感染症サーベイランス実施のための体制整備

- (1) 市は、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院等の提出を促進する。
- (2) 市は、国や JIHS 等で実施される感染症対策等に関する研修会等の機会を活用し、感染症サーベイランスについてのノウハウの蓄積を行う。

#### 3 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民へ分かりやすく提供・共有する。

## 第2節 初動期

### 1 有事の感染症サーベイランスの開始

- (1) 新型インフルエンザ等患者の発生を探知した場合には、国が示す疑似症の症例定義に基づき、当該感染症に関する疑似症サーベイランスを速やかに開始する。
- (2) 感染拡大を早期に察知するため、インフルエンザ様疾患集団発生 of 監視対象を専門学校や大学等にも拡大するなど、学校・施設等サーベイランスを強化する。

### 2 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

市は、国が公表した有事の感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民へ分かりやすく提供・共有する。

## 第3節 対応期

### 1 有事の感染症サーベイランスの継続

市は、初動期に開始した感染症サーベイランスを継続するとともに、地域の感染状況等必要に応じて、新たな感染症サーベイランスを実施する。

### 2 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

市は、国が公表した有事の感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民へ分かりやすく提供・共有する。

## 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1 市民への情報提供・共有

- (1) 市は平時から、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与する事を念頭に、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民の理解を深めるため、各種媒体及びイベント等のあらゆる機会を活用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。また、市が発信する情報が市民へ確実に届くよう、平時からの市公式 SNS 等の登録者の増加に向けた取り組みを実施するとともに、市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。
- (2) 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な方に対しても、有事に適切に情報提供・共有する。
- (3) 市は、山形県衛生研究所等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。
- (4) 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

#### 2 公表方法等の整備

市は、患者発生時に実施するプレスリリースや記者会見等について、市民の冷静かつ的確な行動に結びつけられるよう、感染状況に応じた公表方法や公表基準等を整備する。

### 第2節 初動期

#### 1 市民への情報提供・共有

市は、準備期に整備した公表方法や公表基準に基づき、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む情報提供・共有を実施する。また、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

## 2 偏見・差別等や偽・誤情報への対応について

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。また、市民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有する。

## 第3節 対応期

### 1 市民への情報提供・共有

市は、コールセンター等による双方向のコミュニケーションも含めた初動期からの情報提供・共有を継続するとともに、より迅速かつ一体的に情報提供・共有を行うために、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用する。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

### 2 偏見・差別等や偽・誤情報への対応について

市は、初動期の取組を継続して実施する。

## 第5章 水際対策

### 第1節 準備期

市は、検疫所が実施する訓練の機会等を活用し、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。

### 第2節 初動期

市は、国や県が収集した主要国及び発生国・地域の発生状況や水際対策についての情報を迅速に把握する。また、市は、検疫所による検疫の結果、健康監視（経過観察）の対象となった者に関する通知があったときは、国や県と連携しながら、新型インフルエンザ等に感染した恐れのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。

### 第3節 対応期

市は、初動期の対応を継続する。

## 第6章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1 個人における対策

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談機関に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

#### 2 社会福祉施設における対策

社会福祉施設は感染症の集団発生が生じやすい場所であり、特に高齢者等は重症化リスクが高いことを十分に認識した上で、市は、平時から施設を巡回する等の方法で、集団感染に備えたゾーニング等の感染対策の指導・助言を行うことができる体制を確保する。

#### 3 まん延防止等重点措置による要請等への市民の理解促進

市は、まん延防止等重点措置による休業要請や、緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に三施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策について、平時から市民の理解促進を図る。

### 第2節 初動期

#### 1 患者等への対応確認

市は、国や県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、市は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。

#### 2 学校・社会福祉施設等と所管部署の連絡体制の確認

- (1) 学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）の要請及び解除や公民館・コミュニティセンター等の使用制限及び制限解除については、対応期において迅速に実施する必要があるため、県と市の所管部署の連絡体制を確認する。

- (2) 社会福祉施設等へ感染対策強化の要請や必要な情報提供が迅速に実施できるよう、市の所管部署と各施設の連絡体制を確認する。

### 3 業務継続計画に基づく対応の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### 1 患者や濃厚接触者への対応

市は、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

### 2 事業者や学校等に対する要請

- (1) 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨することを要請する。
- (2) 市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等については、地域の感染状況等や、政府が示す基本的対処方針等に鑑み、適切に行うよう、学校長等に要請する。

### 3 その他の事業者に対する要請

- (1) 市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- (2) 市は、公民館やコミュニティセンター等の市民が利用する施設に対し、感染対策を強化するよう要請する。また、国や県の方針等に鑑み、使用制限を要請する。

## 第7章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1 接種体制

##### (1) 接種体制の構築

市は、医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等の確保を含めた接種体制の構築に必要な調整や訓練等の準備を行う。

##### (2) 特定接種

市は、特定接種の対象者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、上記(1)により接種体制の構築に必要な調整や訓練等の準備を行う。

##### (3) 住民接種

市は、以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 市は、国等の協力を得ながら市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 2 DXの推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう整備を行う。

#### 3 ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

市は、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、市は、大学等の研究機関への協力に努める。また、市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化への協力に努める。

## 第2節 初動期

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

## 第3節 対応期

### 1 接種体制

#### (1) 接種の実施

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき、特定接種及び住民接種を行う。なお、特定接種については、国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (2) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市有施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。さらに、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### (3) 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

#### (4) 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への情報提供・共有を行う。また、市は、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

#### (5) 市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 2 ワクチンの供給

市は、ワクチンの流通、需要量及び供給状況について、地域での流行状況を踏まえて把握し、割り当てられたワクチンの量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。

## 第8章 医療

### 第1節 準備期

#### 1 基本的な医療提供体制

市は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔である県と連携し、有事の役割分担を整理する。

##### (1) 医療提供体制の整備

市は、山形県感染症予防計画及び山形県保健医療計画に基づく医療提供体制の整備や宿泊療養施設の確保について、県から情報を収集し、体制を確認する。また、市は、県と連携して、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。

##### (2) 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力の向上のため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。

##### (3) 山形県感染症対策連携協議会等の活用

市は、山形県感染症対策連携協議会等において医療機関や他保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等における重傷者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行う。

##### (4) 相談センター

市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。

#### 2 患者移送体制の整備

市は、感染症患者の移送（感染症法第26条第2項において準用する同法第21条又は同法第47条の規定による移送をいう。）について、市消防本部との役割分担を行うほか、民間事業者への業務委託等により患者移送体制を整備する。

## 第2節 初動期

### 1 医療提供体制の確保等

市は、準備期に確認した体制に基づき、医療提供体制や宿泊療養施設を確保する。

また、市は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、市予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。

### 2 相談センターの整備

市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。また、市は、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、市民に周知を行う。

### 3 患者移送の実施

市は、発生及びまん延した感染症の性状を踏まえ、市消防本部と患者移送に係る申し合わせ事項を締結する。また、準備期に整備した患者移送体制に基づき、移送を実施する。

## 第3節 対応期

### 1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

市は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。

### 2 時期に応じた医療提供体制の確保

#### (1) 流行初期

##### ① 協定に基づく医療提供体制の確保等

市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、県の受入調整本部及び統括コーディネーター等県と連携しながら迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。

② 相談センターの体制強化

市は、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの体制強化を行う。また、市は、症例定義に該当する有症状者等は相談センターに相談するよう市民に継続して周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。

(2) 流行初期以降

① 協定に基づく医療提供体制の確保等

ア 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、県の受入調整本部及び統括コーディネーター等県と連携しながら迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。

イ 市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。

② 相談センターの体制強化

上記の流行初期の取組を継続して行う。

## 第9章 治療薬・治療法

### 第1節 準備期

大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、市は、大学等の研究機関への協力に努める。また、市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化への協力に努める。

### 第2節 初動期

市は、国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要なに応じて協力する。

### 第3節 対応期

市は、国及び県と連携して、市内の医療機関や薬局に対し、新型インフルエンザ等の治療薬の適切な使用に関する要請を行うとともに、国及び県が行う適正な流通への指導に協力する。

## 第10章 検査

### 第1節 準備期

#### 1 検査体制の整備

- (1) 市は、有事において検査を円滑に実施するため、県と連携し、検査物資の備蓄及び確保を進める。また、市は、医療機関等において、検体の採取のみを行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、平時から体制の整備に努める。
- (2) 市は、市予防計画に基づき、県と連携しながら、衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告する。また、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行うとともに、有事においても検査実施能力の確保状況等の情報を速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認する。

#### 2 検査関係機関等との協力

市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

### 第2節 初動期

#### 1 検査体制の整備

- (1) 市は、市予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、県と連携しながら、山形県衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認及び国への報告を含め、検査体制を整備する。
- (2) 市は、特別な技術が必要とされる病原体等の検査については、JIHS や県衛生研究所等と連携を図って実施する。
- (3) 市は、検査すべき患者を速やかに検査誘導し、検査誘導者への対応に漏れが生じないよう、体制を整備する。

#### 2 検査センターの設置の検討

市は、陽性者の早期発見、感染拡大防止及び市民の安心確保のため、行政検査とは別に、市民への検査体制を確保するため、民間検査機関との協定の締結等により、検査センターの設置を検討する。

### 3 検査関係機関等への協力

市は、検査関係機関等への協力について、準備期の取組を継続する。

## 第3節 対応期

### 1 検査体制

- (1) 市は、市予防計画に基づき、県と連携しながら、山形県衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化を図る。また、検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。
- (2) 市は、市内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請する。
- (3) 市は、初動期に整備した検査誘導體制に基づき、検査誘導を行う。

### 2 検査関係機関等への協力

市は、検査関係機関等への協力について、準備期・初動期の取組を継続する。

### 3 リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

市は、国の検査実施方針の見直しを踏まえつつ、地域の流行状況や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、検査の特性等のリスク評価に基づき、県と連携し、検査実施の方針の決定・見直しを実施する。

## 第11章 保健

### 第1節 準備期

#### 1 人員の確保

市は、流行初期において想定される保健所における業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

#### 2 感染症有事体制の整備

- (1) 市は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備え、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等を実施するための準備を計画的に進めるため、市予防計画において、保健所の業務体制を整備する。なお、業務体制の整備に当たっては、人員の確保、ICT 及び外部委託の活用等による業務の効率化及び関係機関等との連携強化に取り組む。加えて、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。
- (2) 市は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。
- (3) 市は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。
- (4) 市は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。
- (5) 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

### 3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

#### (1) 研修・訓練等の実施

- ① 市は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年 1 回以上の研修・訓練を実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、統括保健師を中心とした研修・訓練の実施、保健所の人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。
- ③ 市は、保健所に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。
- ④ 市は、高齢者施設、障がい者施設及び保育施設等の職員への研修等を行い、平時から感染症への意識を高め、発生時は迅速かつ適切に対応できる人材の養成を行う。

#### (2) 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、山形県感染症対策連携協議会等を活用し、平時から関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、山形県感染症対策連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有のあり方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、市は、市予防計画を変更する。なお、市予防計画を変更する際には、市行動計画、山形県保健医療計画及び県予防計画、並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき市保健所対処計画と整合性の確保を図る。

また、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は県や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

## 第2節 初動期

### 1 感染症有事体制への移行準備

- (1) 市は、市予防計画に基づく保健所の感染症有事体制への移行の準備状況を適切に把握するとともに、特に、以下の①から⑤までの対応に係る準備を行う。
  - ① 患者への入院勧告・措置や積極的疫学調査等の対応や濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等の対応
  - ② 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握
  - ③ IHEAT 要員の要請

- ④ 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
- ⑤ 山形県衛生研究所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備
- (2) 市は、本庁からの応援職員の動員、他市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。
- (3) 市は、市保健所対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。
- (4) 市は、国からの要請や助言も踏まえて、市保健所対処計画に基づく保健所の感染症有事体制及び山形県衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。
- (5) 市は、JIHS による山形県衛生研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。
- (6) 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

## 2 市民への情報提供・共有の開始

- (1) 市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。
- (2) 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

## 3 政府の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

市は、疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の政府の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、市において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。

## 第3節 対応期

### 1 感染症有事体制への移行

- (1) 市は、本庁からの応援職員の動員、他市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。
- (2) 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

### 2 主な対応業務の実施

市は、市予防計画、市保健所対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、関係機関と連携して、以下(1)から(7)までに記載する感染症対応業務を実施する。

#### (1) 相談対応

市は、有症状者等からの相談を受ける相談センターの体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

#### (2) 検査・サーベイランス

市は、県と連携しながら、山形県衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化を図り、地域の流行状況等を踏まえ、検査実施の方針の決定・見直しを実施する。また、感染状況等に応じて、新たな感染症サーベイランスを実施する。

#### (3) 積極的疫学調査

市は、感染源の推定や濃厚接触者等の特定を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。

また、市は、流行初期以降においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

#### (4) 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整

市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者を把握した場合は、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及び JIHS へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、医療機関等と適切に連携して対応する。

(5) 健康観察及び生活支援

- ① 市は、患者に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。
- ② 市は、県と連携しながら、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。
- ③ 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。

(6) 健康監視

市は、検疫所による検疫の結果、健康監視（経過観察）の対象となった者に関する通知があったときは、市において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。

(7) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

### 3 感染状況に応じた取組

(1) 流行初期

① 流行初期

ア 迅速な対応体制への移行

(ア) 市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、市予防計画に基づく保健所の感染症有事体制への移行状況を適時適切に把握する。また、市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、他市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。

(イ) 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や都道府県での業務の一元化・外部委託等により、保健所における業務の効率化を推進する。

(ウ) 市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。

- (エ) 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。
- (オ) 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

#### イ 検査体制の拡充

- (ア) 市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、市予防計画に基づき、県と連携しながら、山形県衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。
- (イ) 市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。

#### ② 流行初期以降

##### ア 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- (ア) 市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、他市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。
- (イ) 市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託等による業務効率化を進める。
- (ウ) 市は、保健所において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や本庁、保健所の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。
- (エ) 市は、自宅療養の実施に当たっては、県と連携しながら、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

##### イ 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

市は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、県への情報提供・共有等を実施する。

③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所での対応の縮小について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

## 第12章 物資

### 第1節 準備期

#### 1 医薬品及び医療機器等の備蓄等

- (1) 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要な医薬品・医療機器及び個人防護具等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、保健所・済生館において、所掌事務又は業務における必要数を確保することとし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

### 第2節 初動期

#### 1 医薬品及び医療機器等の備蓄状況の確認

- (1) 市は、準備期において確認した医薬品・医療機器及び個人防護具等の備蓄状況を確認し、必要時に迅速に使用できるように準備する。
- (2) 消防本部は、準備期において備蓄を進めた個人防護具について、備蓄状況を確認し、必要時に迅速に使用できるように準備する。

### 第3節 対応期

#### 1 医薬品及び医療機器等の使用及び管理

- (1) 市は、備蓄していた医薬品・医療機器及び個人防護具等について、必要に応じ使用するとともに、在庫数を管理する。
- (2) 消防本部は、備蓄していた個人防護具について、必要に応じ使用するとともに、在庫数を管理する。

## 第13章 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 2 物資及び資材の備蓄

- (1) 市は、第12章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する医薬品及び医療機器等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要な、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、保健所・消防本部・済生館・本庁等各部署において、所掌事務又は業務における必要数を確保することとし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
- (3) 市は、医療機関や社会福祉施設等への立入検査や巡回指導を通して、新型インフルエンザ等の発生に備えた備蓄状況について確認し、必要に応じた備蓄を勧奨する。

#### 3 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその対応方針を検討する。

#### 4 火葬体制の構築

市は、火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には、戸籍事務担当部局等の関係部署との調整を行うものとする。

#### 5 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

## 第2節 初動期

### 1 事業継続に向けた準備等の勧奨

市は、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

### 2 保育園や放課後児童クラブ等の継続に向けた準備等の要請

市は、保育園や放課後児童クラブ等に対し、感染拡大時においても開所できるよう、人員の確保や感染対策の準備等を要請する。

### 3 生活物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみを生じさせないよう協力を要請する。

### 4 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努める。

## 第3節 対応期

### 1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### (1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### (2) 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### (3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずるよう努める。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずるよう努める。
- ④ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した要請の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努める。

(5) 遺体の火葬・安置の特例等

- ・市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の指定管理者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するものとする。

## 2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずることを検討する。

(2) 市民生活の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

# 用語集

※アイウエオ順

| 用語                   | 用語の意味等                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療機器等情報支援システム（G-MIS） | 全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。                                                                                                                                                       |
| 医療計画                 | 医療法第30条の4第1項の規定に基づきと都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。                                                                                                                                                                                                       |
| 医療措置協定               | 感染症法第36条の3第1項に基づき、県と県内医療機関との間で締結される協定。今後、新型コロナウイルス感染症のような感染症危機が発生した場合、本協定に定めるところにより、医療機関が病床確保、発熱外来の設置及び自宅療養者への支援等を実施する。                                                                                                                              |
| 疫学                   | 健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつその研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。                                                                                                                                                                                      |
| 家きん                  | 商業用の動物製品の生産（そのために繁殖を含む。）、闘鶏、及び、狩猟用の鳥の補充（そのための繁殖を含むが、放鳥されるまでの間とする。）を目的として、捕獲された状態で育成又は飼養される全ての鳥を指す。                                                                                                                                                   |
| 感染症サーベイランスシステム       | 感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。                                                                                                                                                                    |
| 感染症指定医療機関            | <p>感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <p>* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。</p> <p>* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> |

|             |                                                                                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。</p>    |
| 感染症対策連携協議会  | 感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。                                                                          |
| 季節性インフルエンザ  | インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変化が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。                                                                          |
| 基本的対処方針     | 政府対策本部が特措法第 18 条規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。                                                                                                                            |
| 業務継続計画（BCP） | 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。                                                                                                             |
| 居宅等待機者      | 検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長から、感染したおそれがあるため、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められ、居宅等で待機する者。 |
| 緊急事態宣言      | 特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。    |
| 緊急事態措置      | 特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、                                                                                          |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。</p>                                                                                                              |
| 健康観察               | <p>感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県医事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。</p>                                                                                                                         |
| 健康監視               | <p>検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。</p>           |
| 健康危機対処計画           | <p>地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。</p> <p>策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。</p> |
| 検査等措置協定            | <p>感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。</p> <p>当該協定を締結している検査機関や宿泊施設等を「検査等措置協定締結機関等」という。</p>                                                                                    |
| 国立健康危機管理研究機構（JIHS） | <p>国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究下記初法人国立国際医療研究センター</p>                                                                                                                        |

|                    |                                                                                                                                                            |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | を統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。                                                                                                         |
| 個人防護具              | エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。                                             |
| サーベイランス            | 見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。                                                         |
| 住民接種               | 特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。         |
| 新感染症               | 感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。 |
| 新興感染症              | かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局部的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。                                                                                                       |
| 新型インフルエンザ等<br>緊急事態 | 特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。                                                      |
| 積極的疫学調査            | 患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。                                             |
| 双方向のコミュニケーション      | 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、政府による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。                                                    |

|                |                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定新型インフルエンザ等対策 | 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。                                                                                         |
| 特定接種           | 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。                                                                                                                                              |
| 鳥インフルエンザ       | 一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。<br>また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。 |
| 濃厚接触者          | 新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足る正当な理由のある者」が該当。）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。                                                                               |
| パルスオキシメーター     | 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。                                                                                                                                                                                                 |
| パンデミック         | 感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。                                                                                                                   |
| 病原性            | 新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。                                                                                                   |
| フレイル           | 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味する。                                                                                                                                               |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プレパンデミックワクチン | 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。                                                                                                                                                                                               |
| まん延防止等重点措置   | 特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 |
| 無症状病原体保有者    | 感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう                                                                                                                                                                                                                                              |
| リスクコミュニケーション | 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。                                                                                                                                                                                              |
| 流行初期医療確保措置   | 感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。                                                                                                                                                                                        |
| ワンヘルスアプローチ   | 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ICT          | Information and Communication Technology の略。<br>情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。                                                                                                               |
| IHEAT        | 感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健                                                                                                                                                                                                                        |

|                    |                                                                                                                              |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。</p>                                                                                |
| IHEAT 要員           | <p>IHEAT に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職（保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士等）のこと。主に感染症まん延時における積極的疫学調査等、感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所等の業務を行う。</p> |
| JIHS(国立健康危機管理研究機構) | <p>P54「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」参照。</p>                                                                                            |